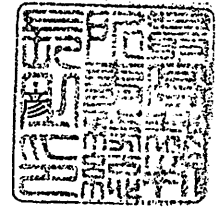


平成30年3月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

3月13日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

70期間研起案の成績分布が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、1月17日付けで、当該申出に係る文書は、作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件申出に係る「70期間研起案の成績分布が分かる文書」は作成又は取得していない。

司法研修所においては、各司法修習生が作成した問研起案の評価は行っているものの、その評価結果は当該司法修習生に対する分野別実務修習の成績評価の一資料として使用されるものにすぎず、問研起案の成績自体の分布を独立して把握する必要がないことから、成績の分布を示した文書は、作成又は取得していない。

イ よって、原判断は相当である。